堺個審２６－１－３号
（答申第１７８号）
令和８年１０月３０日

堺市長　永 藤　英 機　様

堺市個人情報保護審議会
会 長　　岡 本　大 典

諮問に対する答申

令和８年７月２２日付け東企総第７０８号で諮問のありました下記諮問案件について、審議の結果、別紙のとおり答申します。

記

審議案件	開示請求に対する一部開示決定処分を不服とする審査請求に係る審議
対象公文書	住民票の写し等職務上請求書
実施機関 （処分庁）	堺市長（東区役所　市民課）
諮問実施機関 （審査庁）	堺市長（東区役所　企画総務課）

答　　申

第１　審議会の結論

令和８年７月２２日で諮問のあった審査請求事案「住民票の写し等職務上請求書」（以下「本件対象公文書」という。）について、堺市長（以下「実施機関」という。）が行った一部開示決定は妥当である。

第２　審査請求の経過

１　審査請求人は、令和８年４月２３日、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）７７条１項の規定に基づき、「住民票の写し等職務上請求書（利用目的の内容、業務の種類、依頼者の氏名または名称（東区役所職員から職務上請求者へ電話で聞き取り確認したメモ））」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

２　実施機関は、令和８年５月１日、本件請求について、「開示によって法人等の権利を害するおそれがあるため」として法７８条１項３号を根拠に一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

開示しないこととした部分は以下の通りである。

「利用目的の内容」、「業務の種類」、「請求者の職印」

３　審査請求人は、同年５月２１日、本件処分を不服として、行政不服審査法２条の規定により本件審査請求を行った。

第３　審査請求の趣旨

令和８年５月１日付「保有個人情報一部開示決定通知書（堺東市民第５０号）において、職務上請求書の「利用目的」および「業務の内容」欄を不開示（黒塗り）とした処分を取り消し、当該箇所の全部開示を求める。

第４　審査請求人の主張要旨

本件不開示処分は、支援措置制度の趣旨を没却し、裁量権を逸脱・濫用した不当なものである。

（１）本件処分における価値判断の著しい失当（生命の安全の軽視）

市は、不開示の理由を「法人などの利益を害するおそれ」としている。

しかし、審査請求人は、実父からの暴力被害者であり、市に対し「住民基本台帳事務における支援措置（ＤＶ等支援措置）」を申し出、受理されている身であることから、国家が被害者の生命を守るために設けた最優先の保護制度である。これに対し、職務上請求書を提出した当該代理人側の「権利利

益（プライバシーや業務上の秘密）」は純粋な私生活上の情報ではなく、公的手続きにおける記載事項に過ぎない。被害者の「生命・身体の安全」という憲法上の価値と、不正請求の疑いがある当該代理人の「形式的な秘密」を天秤にかけ、後者を優先して黒塗りにした市の判断は、利益衡量を著しく誤った不当な処分である。

（２）違法・不正な目的における「保護すべき正当な利益」の不在

市は「職務上請求書に依頼者名の記載がないことは問題がない」として受理し、口頭による依頼者名確認という極めて杜撰な事務処理によって、請求人の戸籍の附票を交付した。その後の調べにより、当該代理人は「過去の紛争で知り得た請求人の本籍地情報」を本件とは全く無関係の別の依頼者の手続きに流用し、市を欺いて虚偽の請求を行った（目的外利用・不正取得）疑いが極めて濃厚である。最高裁判所の判例及び法の趣旨に照らし、不開示事由とされる「権利利益」とは、あくまで「正当な利益」を指す。請求人の秘密情報を流用し、虚偽の事実に基づき、かつＤＶ支援措置という人命に関わる防壁を破って行われた「違法・不正な行為」に対して、法的に保護すべき正当な利益などそもそも存在しない。

（３）市の重大な過失及び説明責任の放棄

市は「当該代理人が依頼者名を即答したから本当の依頼者ではないか」「国の運用通りしているので責任はない」「市も被害者である」などと主張し、自身の確認不足と過失を棚上げにしている。

しかし、支援措置対象者の情報を扱う窓口において、客観的な疎明資料の提出も求めず、口頭のみで交付を決定した市の対応は、行政機関として果たすべき善管注意義務（情報管理徹底義務）を著しく怠った「重大な過失」と言わざるを得ない。

さらに、不開示決定によって「どのような名目で、何のために請求人の住所情報が取得されたのか（業務内容・利用目的）」を隠蔽する行為は、不正の隠蔽に加担するに等しく、被害者に対する説明責任を全面的に放棄した不法な対応である。

（４）結論

市は、「当該代理人が不正を働いているのであれば、代理人が責任を果たすべき」「市を欺いたのであれば市も被害者だ」などと主張し、自身の非を一切認めない姿勢に終始している。しかし、この発言は、市民から重要な個人情報を預かり、それを厳重に管理・保護すべき義務を負う行政機関としての責任と義務を全面的に放棄したものと言わざるを得ない。請求人が「支援措置」を申し出ていたのは、国家及び自治体が持つ公的な情報管理能力と、

被害者を保護するという法的な義務を信頼しての行動である。市は、その信頼に基づき個人情報を「預かっている側」であり、同時に「漏洩を防ぐ最後の砦」として厳格な管理責任を負う当事者である。それにもかかわらず、書面に依頼者名の記載は義務付けられていないとの弁明、客観的な裏付け（委任状や裁判書類等の疎明資料）の確認すら放棄して漫然と交付決定を下した行為は、行政側に課された安全配慮義務・情報管理義務に対する重大な義務違反（不作為の違法）である。これを「だまされたから市も被害者だ」「悪いのは不正をした代理人だ」と言い逃れるのは、自らの杜撰なチェック体制によって被害者の生命を危険にさらした事実から目を背ける当事者意識の著しい欠如である、行政としての説明責任の重大な放棄である。

また、請求人は、本件のような弁護士による不正取得の再発を防ぐため、現行の支援措置運用の不備を指摘し、市としての独自対策（職務上請求時の本人への事前・事後通知や一職員の主観ではなく客観的資料の提出による利用目的の確認の完全義務化など）を提案した。しかし、市は「改善もしない、何もできない」との一点張りに終始し、運用の見直しを頑なに拒絶している。この姿勢は、地方自治法が定める自治体の責務を根底から放棄した、極めて怠慢な不作為である。

市は「国の制度運用通りに行っているため独自の変更はできない」かのように主張するが、これは明確な虚偽である。住民基本台帳法は国の一律の基準であるが、それを執行する際の「ＤＶ被害者の生命を守るための具体的な窓口運用（事務取扱要領など）」は、地方自治法に基づき、市長の裁量と権限において独自に強化・改定することが法的に認められている。現に全国の先進的な自治体においては、国の基準に甘んじることなく、支援措置対象者への職務上請求があった場合は「即座に本人に電話連絡し、交付の可否を確認する」「必ず委任状や裁判係属証明書等の疎明資料の原本提出を求める」といった、住民を守るための独自の安全運用を自発的に導入・実施している。

他自治体ができる安全対策を本市においてのみ「何もできない」と言い切る論理は通用しない。自らの杜撰な審査によって現に情報漏洩のリスクを発生させておきながら、制度の欠陥を放置し、改善の提案すら拒絶する市の態度は、市民の生命・身体の安全に対する「安全配慮義務」の継続的な放棄である。

なお、請求人は本件職務上請求を行った当該代理人に対し、所属する大阪弁護士会へ既に正式な懲戒請求書を提出し、手続きが受理されている。

当該代理人が、実父の過去の事件で知り得た秘密情報を別件に流用し、虚偽の記載をもって市を欺き、ＤＶ支援措置対象者である請求人の個人情報を

不正に取得した行為は、法律家としての職業倫理及び関係法令（住基法、戸籍法）に著しく違反する犯罪的行為である。大阪弁護士会における懲戒手続きにおいて、当該代理人の不正を明白に立証し、厳正な処分を下させるためには、当該代理人が提出した職務上請求書における「業務の内容」及び「利用目的」の記載内容そのものが、一刻も早く検証されるべき極めて重要な不法行為の証拠となる。

市がこの期に及んで当該箇所を黒塗りにし、情報を秘匿し続けることは、請求人の安全確保を妨げるだけでなく、法に基づき行われている正当な懲戒手続き（違法行為の追及）を妨害し、結果として不正を働いた当該代理人の証拠隠滅に加担することと同義である。

行政機関として自らの過失を真摯に受け止め、違法な情報取得に対して厳正に対処する意思があるならば、市は直ちに本件情報の秘匿を止め、懲戒手続きおよび今後の法的対抗措置の追及のために当該黒塗り部分を全面開示するべきである。

第５　実施機関の主張要旨

（１）法７８条１項３号イにおいては、法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、「開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は、不開示情報とされている。

また、弁護士法２３条は、「弁護士又は弁護士であった者は、その職務上知り得た秘密を保持する権利を有し、義務を負う。」と規定している。株式会社Ｂからの依頼に基づき弁護士Ａが業務を行う過程で取得した情報は、同条にいう秘密に該当するものであり、不開示とすることで人命等を保護できないものではないため、法７８条１項３号ただし書に規定される「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」にも該当しない。

したがって、これらの情報を不開示とした本件処分は、上記各規定に照らし適法かつ妥当なものである。

（２）本件の取扱いは、住民基本台帳事務処理要領（昭和４２年１０月４日法務省民事局長等通知。以下「法務省要領」という。）の下記規定に基づき行ったものである。

・戸籍の附票の写しの作成及び交付については、法務省要領３－３－（２）において、「住民票の写しの作成及び交付に準じて取り扱う。」と規定されている。

・郵便等により住民票の写し等の送付を求められた場合については、法務省要領２－４－（４）－②－アー（ア）において、「郵便等により、住民票の写し等の送付を求められた場合には、（３）－②－アー(ｱ)に準じて取り扱う。」と規定されている。

・法務省要領２－４－（３）－②－アー（ア）には、「郵便等により、住民票の写し等の送付を求められた場合は、申出書において、①－アー（ア）に掲げる事項のほか、（後略）」と規定されている。

・法務省要領２－４－（３）（－①－アー（ア））は、「本人等以外の者の申出による住民票の写し等の交付（本人等以外の者（特定事務受任者）の申出による住民票の写し等の交付の場合を除く。）」に関する規定であるが、本件は特定事務受任者の申出に係るものであることから、法務省要領２－４－（４）－①－アー（ア）「本人等以外の者（特定事務受任者）の申出による住民票の写し等の交付」の規定が適用される。

・法務省要領２－４－（４）－①－アー（ア）には、「また、当該受任している事件又は事務についての業務が、次に掲げるものである場合には、当該事件又は事務についての資格及び業務の種類を明らかにすれば足りる。」と規定されており、「次に掲げるもの」として、「弁護士（弁護士法人を含む。）の場合は、裁判手続又は裁判外における民事上若しくは行政上の紛争処理の手続についての代理業務（弁護士法人については、弁護士法（昭和２４年法律２０５号）３０条の６　１項各号に規定する代理業務を除く。）」が列挙されている。

以上のとおり、本件対象公文書はこれらの規定に該当するものであることから、疎明資料の提示又は提出を求めなかった本件事務処理は、適法かつ妥当なものである。

（３）法務省要領５－１０「住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付におけるドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置」コー（イ）－（C）において準用される５－１０－コー（ア）－Ａ－（C）の規定には、「相手方の依頼を受けた第三者からの閲覧に対し閲覧させることがないよう、利用の目的等について十分留意して厳格な審査を行うことが適当である。」とされている。

本件において、本件対象公文書による戸籍の附票の写しの発行に際しては、支援措置申出者に係る請求であったことから、職務上請求書に記載のなかった依頼者について、請求者である弁護士Ａに電話連絡を行い、聞き取りを実施するなど、上記規定に基づき必要な確認を行ったものである。

また、疎明資料については、前記（２）のとおり、提示又は添付を求める必要がない場合に該当することから、これを求めなかった本件事務処理は適法かつ妥当なものである。

（４）前述のとおり、弁護士は課されている守秘義務を遵守することが前提であり、住民票の写し等職務上請求書にかかる事務処理も、この前提に基づいて行われているものである。

したがって、この前提に反した行為が当然にあるとして事務処理を行うことは、弁護士に依頼して法的権利行使のため書類請求を求める依頼者の利益と、被請求者の権利保護という相対立する利益の調整を図ろうとした法務省要領の趣旨に反するものである。

第６　審議会の判断

１　本件対象公文書について

本件対象公文書は、弁護士が、依頼者から受任した事務を遂行するため、審査請求人に係る戸籍の附票の写しを職務上請求した際に、実施機関へ提出した住民票の写し等職務上請求書である。

実施機関は、このうち「利用目的の内容」、「業務の種類」及び「請求者の職印」（以下「本件不開示部分」という。）について、法７８条１項３号に規定する不開示情報に該当するとして不開示としたものである。

２　本件不開示部分の法７８条１項３号該当性について

法７８条１項３号イは、法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを不開示情報としている。

当審議会において本件対象公文書を見分したところ、「利用目的の内容」及び「業務の種類」には、依頼者が弁護士に依頼した事務の内容及び当該弁護士が受任した業務の具体的な内容に関する情報が記載されていることが認められた。

これらの情報は、依頼者が自己の権利を実現し、又は保全するため、どのような目的で、どのような法的手続又は業務を弁護士に依頼したかに関する

情報であり、依頼者及び弁護士の事業活動並びに法的な権利行使の方針に関わる情報である。

このような情報が開示されることとなれば、依頼者が予定し、又は現に行っている法的手続若しくは権利行使の内容及び目的が相手方に明らかとなり、その円滑な遂行が妨げられるおそれがある。また、弁護士に対して安心して相談又は依頼を行うことが困難となり、依頼者と弁護士との間の信頼関係に影響を及ぼすおそれがある。

したがって、「利用目的の内容」及び「業務の種類」は、これらを開示することにより、依頼者である法人及び事業を営む個人である弁護士の正当な利益を害するおそれがある情報であると認められ、法７８条１項３号イに該当する。

また、「請求者の職印」は、弁護士がその職務上使用する印章の印影であり、事業を営む個人の当該事業に関する情報に該当する。当該印影が開示された場合、印章の偽造その他の不正な使用により、当該弁護士の事業活動上の権利利益が害されるおそれがあると認められる。

したがって、「請求者の職印」についても、法７８条１項３号イに該当する。

３　法７８条１項３号ただし書の該当性について

審査請求人は、自らが住民基本台帳事務における支援措置の対象者であり、本件職務上請求による戸籍の附票の写しの取得が不正なものである疑いがあること、本件不開示部分が刑事手続、民事訴訟及び弁護士に対する懲戒請求等において必要な証拠となることなどを主張し、本件不開示部分を開示すべきである旨を主張している。

法７８条１項３号ただし書は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報について、同号本文の不開示情報から除外することを定めている。

しかしながら、本件不開示部分に記載された情報は、依頼者が弁護士に依頼した事務の目的及び業務の種類並びに弁護士の請求者の職印であり、これらを開示することが、審査請求人の生命、健康、生活又は財産を保護するために必要であると認めるに足りる事情は確認できない。

また、審査請求人が主張する本件職務上請求の適否、弁護士による不正取得の有無、市が戸籍の附票の写しを交付した事務処理の適否、民事上又は刑事上の責任の有無等は、本件不開示部分が法７８条１項３号の不開示情報に該当するか否かとは別に判断されるべき事柄である。

当審議会においては、本件処分において不開示とされた情報が法に定める

不開示情報に該当するか否かを判断するものであり、審査請求人と弁護士又は依頼者との間の具体的な紛争について、その事実関係又は法的責任の有無を判断するものではない。

したがって、本件不開示部分は、法７８条１項３号ただし書に規定する、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報には該当しない。

４　結論

以上のことから、本件不開示部分は、いずれも法７８条１項３号イに規定する不開示情報に該当し、同号ただし書の情報には該当しない。

よって、実施機関が本件不開示部分を不開示とした判断に不合理な点は認められず、本件処分は妥当である。

以上の理由により、当審議会は「第１　審議会の結論」のとおり判断する。

（参考）審議会の処理経過

年　月　日	処　理　内　容
令和８年７月２２日	諮問書の受理
令和８年８月５日	審　議
令和８年９月１７日	審　議
令和８年１０月２８日	審　議
令和８年１０月３０日	答　申

（参考）堺市個人情報保護審議会委員

氏　　名	所　属　等	備　　考
岡本　大典	弁　護　士	会　長
中野　佳子	弁　護　士	会長職務代理者
髙野　恵亮	大阪公立大学大学院 経営学研究科教授	
堀内　佐智夫	（堺商工会議所常議員 大阪ガス株式会社 南部・和歌山地区 統括支配人）	